

令和6年度 第3回 清里区地域協議会次第

日時：令和6年7月25日（木）
午後6時30分から

会場：清里コミュニティプラザ
3階 多目的ホール

1 開 会

2 会長あいさつ

3 所長あいさつ

4 報告事項

- ・清里区地域協議会委員の選任について・・・資料1
- ・地域協議会の運営について・・・資料2、資料3

5 自主的な審議

- ・自主的審議の進め方について・・・資料4

6 その他

- ・令和6年度清里区地域協議会視察研修（案）について・・・資料5
- ・地域自治の推進に向けたアンケート調査について
- ・令和6年度 第4回清里区地域協議会の開催（案）について
日時：令和6年8月22日（木）午後6時30分から
会場：清里コミュニティプラザ 3階 多目的ホール
- ・地域協議会の出欠の確認方法等について

7 閉 会

清里区地域協議会委員名簿

氏 名	住 所
江口 貴司	棚 田
酒井 利幸	岡野町
佐々木 勝峰	荒 牧
竹田 恵理子	武 士
中村 弘美	寺 脇
長尾 祐子	みらい
古沢 義夫	上田島
保坂 幸男	東戸野
堀川 敏子	今曾根
松永 誠一	上稲塚
本山 保男	みらい
吉原 元一	梨 平

(敬称略・委員は 50 音順)

清里区地域協議会について

整理No.	審議事項 (※は根拠例規)	これまでの状況	審議結果
①	会長、副会長の選任 ※上越市地域自治区の設置に関する条例 (以下、「条例」という。)第6条	会 長 古澤 文夫 副会長 山川 正平	会 長 松永 誠一 副会長 竹田恵理子
②	会議の招集請求に必要な委員数 ※条例第8条第1項第2号	全員の1/4の3人以上	全員の1/4の3人以上
③	会議録の確認者 ※上越市審議会等の会議の公開に関する条例 施行規則第5条第2項	会長と名簿順による1人	会長と名簿順による1人
④	地域協議会だよりの編集方法 ※条例第8条第4項	(編集委員) 会長、副会長を除く名簿逆順 による2人	(編集委員) 会長、副会長を除く名簿逆順 による2人
		(編集方法など) 事務局で原案を作成し、校正 及び編集後記等を記載	(編集方法など) 事務局で原案を作成し、校正 及び編集後記等を記載
		(発行回数・時期) 原則年4回 計画(審議結果) (7、10、1、3月) 実績 (R2:8、10、1、3月) (R3:7、10、1、3月) (R4:7、10、1月) (R5:4、8、12月)	(発行回数・時期) 原則年4回 (7、10、1、3月)
⑤	会議の座席順 ※条例第8条第4項	会長、副会長を除く名簿順	会長、副会長を除く名簿順

整理No.	審議事項 (※は根拠例規)	これまでの状況	審議結果
⑥	会議の開催日時 ※条例第8条第4項	平日とし、会議開催時に次の開催日を決定する	(開催日) 毎月第4木曜日とし、会議開催時に次の開催日を決定する
		午後3時を基本とする	(開催時間) 午後6時30分を基本とする
⑦	会議の会場 ※条例第8条第4項	清里区総合事務所 3階 第3会議室	清里コミュニティプラザ 3階 多目的ホール
⑧	書面による審議 ※条例第8条第4項	(実施の条件) ・委員の生命の危険又は健康を害する恐れがあり、会議を招集できない場合 ・その他、会長が認める場合	(実施の条件) ・委員の生命の危険又は健康を害する恐れがあり、会議を招集できない場合 ・その他、会長が認める場合
		(実施の判断) ・正副会長の協議により、会長が決定	(実施の判断) ・正副会長の協議により、会長が決定
		(表決方法) ・委員の過半数の意思表示をもって会議の議決 ・可否同数の場合は会長が決する	(表決方法) ・委員の過半数の意思表示をもって会議の議決 ・可否同数の場合は会長が決する
⑨	会議傍聴人の受入可能数 ※条例第8条第4項	5人	5人

<参考：関連例規>

○上越市地域自治区の設置に関する条例（抄）

（地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法）

第6条 地域協議会の会長及び副会長は、それぞれの地域協議会の会議（以下「会議」という。）において、委員のうちから選任し、又は解任する。

（会議）

第8条 会議は、次に掲げる場合に会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていない場合で市長が必要と認めるときは、市長が招集し、市長が指名する者が議長となる。

(1) 会長が必要と認める場合

(2) それぞれの地域協議会が定める数以上の委員から請求があった場合

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、それぞれの地域協議会が定める。

○上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則（抄）

（会議録）

第5条 略

2 前項に規定する会議録の内容は、審議会等が指定した者の確認を得るものとする。

清里区地域協議会委員座席順

会 長	副会長
まつながせいいち 松永誠一	たけだえりこ 竹田恵理子

えぐちたかし 江口貴司 委員
さかいとしゆき 酒井利幸 委員
さ さ き かつみね 佐々木勝峰 委員
なかむらひろみ 中村弘美 委員
ながおゆうこ 長尾祐子 委員

ふるさわよしお 古沢義夫 委員
ほさか ゆきお 保坂幸男 委員
ほりかわとしこ 堀川敏子 委員
もとやまやすお 本山保男 委員
よしはらもとかず 吉原元一 委員

報道席

事務局

事務局

傍聴者席



自主的審議の進め方について

【自主的審議のグループ】

(1) 坊ヶ池周辺の資源(自然や施設)を活用した地域の活性化

竹田副会長、江口委員、酒井委員、長尾委員、古沢委員、保坂委員

(2) 子育て世帯、高齢者世帯が安全で安心して暮らせる環境の整備

松永会長、佐々木委員、中村委員、堀川委員、本山委員、吉原委員

【自主的審議の進め方】

■今後のスケジュール等

グループ 地域協議 会等の開催	坊ヶ池周辺の資源(自然や施設) を活用した地域の活性化	子育て世帯、高齢者世帯が安全 で安心して暮らせる環境の整備
第 4 回 (R6. 8. 22 予定)	自主的審議の経過や審議内容などの共通認識を図るとともに、議論を円滑に進めるため、各グループにおいて、座長、記録者、発表者を決定する。	
視察研修等 (R6. 9 下旬)	自主的審議の議論を進める上で、坊ヶ池周辺の資源(自然や施設)や子育て世帯・高齢者世帯に係る現状を把握する必要があることから、視察研修や関係団体との意見交換を実施する。	
第 5 回 (R6. 10. 24 予定)	視察研修及び関係団体との意見交換等を踏まえ、今後の方向性を協議する。	視察研修及び関係団体との意見交換等を踏まえ、アンケート調査の設問項目を協議する。
第 6 回 (R6. 11. 28 予定)	〃	〃
第 7 回 (R6. 12. 26 予定)	〃	〃
第 8 回 (R7. 1. 23 予定)		
第 9 回 (R7. 2. 27 予定)		
第 10 回 (R7. 3. 27 予定)		

令和6年度 清里区地域協議会視察研修(案)について

- 1 目 的 地域の現状と課題を把握し、地域協議会による地域独自の予算事業の提案や自主的審議の進め方の参考とするなど、清里区の維持発展に寄与するとともに、委員の更なる資質向上を図る。
- 2 日 時 令和6年9月26日(木)午前10時
- 3 内 容 【関係団体との意見交換及び施設見学等】
- (1) 市(板倉区総合事務所、清里区総合事務所)
 - ・坊ヶ池周辺施設における市の取組状況について
 - ・キャンプ場の廃止理由や公園内における利用の制約等について
 - ・子育て世帯、高齢者世帯に係る市の施策等について
 - (2) 天文指導協力員会
 - ・地域独自の予算事業等の活用状況について
 - ・上越清里星のふるさと館の見学(プラネタリウム)
 - (3) (一社)櫛池農業振興会
 - ・農村 RMO 形成推進事業の進捗状況について
 - ・ビュー京ヶ岳の運営状況について
 - (4) きよさと観光交流協会
 - ・地域独自の予算事業等の活用状況について
 - (5) 櫛池隕石落下公園
 - ・地域独自の予算事業等の活用状況について
 - (6) 自主的審議:子育て世帯・高齢者世帯が安全で安心して暮らせる環境の整備の議論に伴う関係団体との意見交換及び現場視察
- 4 行 程 調整中
- 5 移動手段 市マイクロバス
- 6 参加人数 17名(協議会委員12名、事務所職員5名)
- 7 そ の 他 昼食はビュー京ヶ岳で調整中